

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)

◇ 告 示

目 次

保険医療機関等の指定
 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
 騒音規制法による規制地域及び規制基準
 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定
 指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域等の指定
 土地改良事業計画の適否の決定 (三件)
 保安林の指定の解除
 解除予定の保安林 (二件)
 指定施業要件の変更予定の保安林
 開発行為に関する工事の完了 (三件)

◇ 公 告

鳥取県保母試験の実施
 調理師試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百七十二号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
尾崎内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	昭和五十四年六月十五日
益本産婦人科医院	米子市旗ヶ崎六〇〇一	昭和五十四年七月一日
浜田産婦人科医院	米子市西福原三〇	昭和五十四年六月二十五日
尾西小児科医院	倉吉市山根四八八一八	昭和五十四年六月十五日
隅田 歯科医院	米子市角盤町二丁目二二三	"
鳥取県西部 口腔衛生センター	米子市東福原六三六一五	"
新納歯科大崎医院	米子市大崎一七一五	昭和五十四年七月一日

永田 歯科医院	倉吉市新町一丁目二四六一	"
池 田 薬 局	鳥取市今町一丁目四〇	"
森 齒 科 医 院	鳥取市今町二丁目二五一	昭和五十四年六月十七日
田 村 齒 科 医 院	鳥取市末広温泉町二一九	昭和五十四年七月二日
有限会社 こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目 四三五	昭和五十四年六月十四日
有限会社 河本蘇生堂薬局	倉吉市東仲町二六一八	昭和五十四年六月二日

鳥取県告示第五百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
船木歯科クリニック	米子市西福原一―一二	昭和五十四年六月一日
森 齒 科 医 院	鳥取市今町二丁目二五一	昭和五十四年六月十七日
田 村 齒 科 医 院	鳥取市末広温泉町二一九	昭和五十四年七月二日
有限会社 こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目 四三五	昭和五十四年六月十四日
有限会社 河本蘇生堂薬局	倉吉市東仲町二六一八	昭和五十四年六月二日

鳥取県告示第五百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百七十五号

騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域並びに特定工場等において発生する騒音についての規制基準を定めたので、同法第三条第三項及び第四条第三項において準用する同法第三条第三項の規定により告示する。

この告示は、昭和五十四年七月六日から施行する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域

国府町、郡家町、日吉津村の区域のうち別図に示す地域

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
船木歯科クリニック	米子市西福原一―一二	全国	昭和五十四年六月一日
森 齒 科 医 院	鳥取市今町二丁目二五―	"	昭和五十四年六月十七日
田村 歯 科 医 院	鳥取市末広温泉町二二九	"	昭和五十四年七月二日
有限会社 こやま薬局	鳥取市湖山町北一丁目四三五	"	昭和五十四年六月十四日
有限会社 河本蘇生堂薬局	倉吉市東仲町二六一八	"	昭和五十四年六月二日

二 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分	時間の区分	区域の区分		
		第一種区域	第二種区域	第三種区域
昼間	午前八時から午後七時まで	六十ホン	六十ホン	六十ホン
朝・夕	午前六時から午後八時まで	五十ホン	五十ホン	六十ホン
夜間	午後十時から翌日の午前六時まで	四十五ホン	五十ホン	六十ホン
第四種区域	別図において青色で表示した区域	七十ホン	七十ホン	七十ホン
第三種区域	別図において赤色で表示した区域	六十ホン	六十ホン	六十ホン
第二種区域	別図において黄色で表示した区域	六十ホン	六十ホン	六十ホン

〔別図〕は省略し、その図面を鳥取県衛生環境部環境保全課及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第五百七十六号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準(昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号)別表第一号に規定する知事が指定した区域として次の区域を指定したので、告示する。

この告示は、昭和五十四年七月六日から施行する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 昭和五十四年七月鳥取県告示第五百七十五号（以下「告示第五百七十五号」という。）において第二種区域又は第三種区域とされた区域
 二 告示第五百七十五号において第四種区域とされた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲、おおむね八十メートル以内の区域

(一) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
 (二) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する保育所

(三) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

(四) 図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する図書館

(五) 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十四条第一項第二号に規定する特別養護老人ホーム

鳥取県告示第五百七十七号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和四十六年総理府・厚生省令第三号）本則の備考の1に規定する知事が定めた区域及び同本則の備考の3に規定する知事が定めた時間として次の区域及び時間を定めたので告示する。

この告示は、昭和五十四年七月六日から施行する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域

第二種区域 昭和五十四年七月鳥取県告示第五百七十五号（以下「告示第五百七十五号」という。）において第二種区域とされた区域

第三種区域 告示第五百七十五号において第三種区域とされた区域
 第四種区域 告示第五百七十五号において第四種区域とされた区域

二 時間

昼間 午前八時から午後七時まで
 朝 午前六時から午前八時まで
 夕 午後七時から午後十時まで
 夜間 午後十時から翌日の午前六時まで

鳥取県告示第五百七十八号

昭和五十四年五月二十八日付けで大山町から申請のあつた土地改良（大山町（上野・末長）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十九号

昭和五十四年五月二十八日付けで大山町から申請のあつた土地改良(大山町(末吉)地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八十号

昭和五十四年五月二十八日付けで大山町から申請のあつた土地改良(大山町(上万)地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年七月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字御崎川尻六七一の一、六七一の四、六七一の五、六七二の一、六七二の四、六七二の五、七〇八の一、字御崎灘五六四の一、五六四の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取告示第五百八十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律

第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字井手馬込三七六の一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

鳥取告示第五百八十三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字井手馬込三七六の五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百八十四号

次のおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

日野郡日野町大字板井原字内井谷山二〇三の二、大字上菅字人向山八八九の一、大字金持字朝刈一〇二四の一、一〇三〇の一（以上四筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のおりとする。

（「次のおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年一月十二日 鳥取県指令受米土維第二十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市陰田二四〇番地

有限会社弥栄

代表取締役 遠藤昭男

鳥取県告示第五百八十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年一月十七日 鳥取県指令受都計第四百四十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字狐塚

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市明治町八四番地

大山産業株式会社

取締役社長 松本 豊

鳥取県告示第五百八十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年七月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年三月十六日 鳥取県指令受都計第八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市桜谷字下堀田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三番地

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

公 告

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第2項の規定により、昭和54年鳥取県保母試験を次のとおり実施する。

昭和54年7月6日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 試験期日

(1) 筆記試験

昭和54年8月4日（土曜日）及び同月5日（日曜日）

(2) 実地試験

昭和54年8月6日（月曜日）及び同月7日（火曜日）ただし、受験者が受験すべき日は、受験票交付の際指定する。

2 試験の時間割

月 日	試 験 科 目	時 間
8月4日	受 付 受験注意	8時50分～9時10分
	児童心理学及び精神衛生 児童福祉事業概論 看護学及び実習 保 育 理 論	9時10分～10時40分 10時50分～12時20分 13時00分～14時30分 14時40分～16時10分
8月5日	受 付 受験注意	8時50分～9時10分
	保健衛生学及び生理学 社会福祉事業一般 栄養学及び実習 保育実習(学 科) 保育実習(文 作 絵画製作)	9時10分～10時40分 10時50分～12時20分 13時00分～14時30分 14時40分～15時25分 15時30分～16時30分
8月6日	受 付 受験注意	8時50分～9時10分
8月7日	保 育 実 習 (実 地)	9時10分～16時00分

3 試験場所

筆記試験 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
実地試験 倉吉市下田中363 鳥取県立保育専門学校

4 受験申請書の提出期間

昭和54年7月10日(火曜日)から同月20日(金曜日)まで(郵送の場合、7月20日までの消印のあるもの限り受け付ける。)

5 受験手続

- (1) 父母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。
 - ア 父母試験申請書(様式第1号)
 - イ 住民票の写し
 - ウ 受験資格を証明する書類
 - エ 写真(受験申請前6月以内に撮影した名刺判正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。)
 - オ 履歴書(様式第2号)
- (2) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第41条の2第1項又は第2項の規定により試験科目の一部について免除を受けようとする者は、(1)に掲げる書類のほか、父母試験受験科目免除願(様式第8号)を提出すること。

なお、他の都道府県で一部科目に合格している場合は、当該都道府県知事の合格証明書を、厚生大臣の指定する学校又は施設においてその指定する科目を専修した場合は学長の発行した専修証明書を添付すること。
- 6 受験手数料及びその納入方法等
 - (1) 受験手数料 2,000円
 - (2) 納入方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を父母試験受験申請書の所定欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。
 - (3) 既納の手数料は、返還しない。
 - 7 その他

不明な点は、鳥取県民生部児童家庭課(電話0857-26-7150)に問い合わせること。

(様式第1号)

鳥取県知事
平林鴻三 殿

鳥取県を消す印と。
鳥取県収入印紙。

※受験番号

鳥取県知事 平林鴻三 殿
保母試験を受けたので、別紙関係書類を添えて申請します。

昭和54年 月 日

本籍地 □□□□-□□
郵便番号

住所 (ふりがな)
氏名

年 月 日生

② ※印欄は、記入しないこと。

(様式第2号)

履 歴 書

氏 名

氏 名	
-----	--

学 歴

昭和年月日	()
	()
	()
	()

② 高等学校以上を記入し、卒業・在学の別を () 内に記入すること。

職 歴

昭和年月日	

上記のとおり相違ありません。

昭和54年 月 日

氏 名

②

(様式第3号)

保母試験受験科目免除願

鳥取県知事 平林 鴻 三 殿

別添写しのとおり、一部試験科目に合格(一部試験科目を専修)しておりますので、下記の科目について受験を免除されるようお願いいたします。

昭和54年 月 日

氏名

印

記

- 1 ()
- 2 ()
- 3 ()
- 4 ()
- 5 ()
- 6 ()
- 7 ()

(注) 本証を添付する場合には、試験場で返還する。
記の()内には、合格証の取得年月日と交付県名を記すること。

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和54年7月6日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
 - (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者
 - (4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者
- 2 試験の日時
昭和54年9月20日(木) 午前9時から
- 3 試験の場所
- (1) 鳥取、郡家及び浜村の各保健所管内の受験者
鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220
 - (2) 倉吉保健所管内の受験者
福祉文化会館 倉吉市山根字上大日

- (3) 米子及び根雨の各保健所管内の受験者
鳥取県西部総合事務所 米子市純町一丁目160
米子保健所 米子市西福原444
- (4) 県外に居住する受験者
上記各試験場のうち受験者の希望する試験場
- 4 試験科目
- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 衛生法規 | (2) 公衆衛生学 |
| (3) 栄養学 | (4) 食品学 |
| (5) 食品衛生学 | (6) 調理理論 |
- 5 受験手続
- (1) 提出先
- ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所
イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所
- (2) 提出書類
- ア 受験願書 (別記様式1によること。)
イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し
卒業証明書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異つて
いる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
ウ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以
上調理の業務に従事したことを証する書類 (別記様式2によるこ
と。)
- エ 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した正面・脱帽上三分身像
でライカ版 (従3.5センチメートル横2.5センチメートル) のものと
し、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
- (3) 受験に関する書類の提出期間
昭和54年8月15日 (水) から同月24日 (金) まで。
ただし、郵送の場合は、提出期間内の消印のあるものは有効とする。
- 6 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 2,000円
(2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙
はり付け欄 (県外居住者であつて鳥取県収入証紙を購入できないもの
は、現金書留で送付すること。) にはり付けること。この場合、消印
をしないこと。
- 7 携行品
筆記用具及び受験票
- 8 その他
- (1)受験者は、試験当日午前9時までに試験場へ出頭し係員の指示を受
けること。
(2) 合格者の氏名を、試験後15日以内に所轄保健所に掲示するとともに、
合格者には合格証を交付する。
(3) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明
したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

別記様式1

調理師試験受験願

鳥取県知事

殿

収入証紙
はりつけ欄

調理師法第3条第1項第3号に規定する調理師試験を受けたいので、関係書類を添えてお願いいたします。

昭和年 月 日

氏名

㊟

本籍		性別	男・女
現住所		郵便番号	
氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日
最終学歴	学校名 (中退の場合は、その前の最終学校)	年 月 卒業	年 月 卒業
調理経験 (受験資格に必要経験)	年 月 から	年 月 間	勤務先
	年 月 から	年 月 間	勤務先
	年 月 から	年 月 間	勤務先
現在に至る			

別記様式2

調理業務従事証明書

従事者氏名(受験者)

生年月日 年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務先	名称		
	所在地	(電話)	
施設 又は 営業の 種類	種類(該当のところに○印をつけること。)	開設年月日又は許可保健所長名、許可番号及び許可年月日	調理業務の内容(なるべく具体的に記載すること。)
	(施設) 1 寄宿舍 2 学校 3 病院 4 その他(事業所、社会福祉施設、自衛隊、きょう正施設、給食センター等) (1日回食)	(開設年月日) 年 月 日	
	(営業) 1 飲食店営業 2 喫茶店営業 3 魚介類販売業 4 そうざい製造業	(許可保健所長名) 保健所長 (許可番号) 第 号 (許可年月日) 年 月 日	
上記の施設又は営業において調理業務(調理業務を本業とした場合の期間に限る。)に従事した期間		年 月 日から 年 月 日まで	計 年 月間
施設又は営業の廃業等の年月日		年 月 日	

昭和 年 月 日 証明者住所 _____ 電話 _____

地位 _____

氏名 _____ (印)

- (注) 1 「施設」とは、継続して、1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものをいう。
 2 施設の長又は営業者(以下「施設の長等」という。)が証明すること。ただし、施設の長等が受験する場合、受験者が施設の長等の配偶者若しくは二親等内の血族である場合又は廃業等によりその者が調理業務に従事したことを証明できる施設の長等がない場合は、調理師会等の所属団体の長又は同業者が証明すること。
 3 証明印は、施設の長等の職印を用いること。個人が証明する場合は、印鑑届のしてある印をい、印鑑証明を添付のこと。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】